

家庭数

保護者様

令和3年 9月17日

京都市立九条弘道小学校
校長 木村 和美

台風・水害に対する臨時休業等の非常措置について

本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」又は「暴風警報」が発表された場合、また避難勧告等が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

言己

【登校前に発令された場合】

1. 『暴風警報』、および『特別警報』が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
2. 『暴風警報』が発令された場合
 - ◆ 午前7時までに解除になった場合・・・**平常授業**（給食あり）
 - ◆ 午前9時までに解除になった場合・・・3校時(10:40)から授業（給食あり）
(10時20分に集合場所に集まり、集団登校します。)
 - ◆ 午前11時までに解除になった場合・・・5校時(13:40)から授業
～ 給食は中止です。～
(13時20分に集合場所に集まり、集団登校します。)
 - ◆ 午前11時現在、警報発令中の場合・・・**臣臨時休業**
3. 『特別警報』が発令された場合
 - ◆ 午前0時までに解除になった場合・・・5校時(13:40)から授業
～ 給食は中止です。～
 - ◆ 午前0時現在、特別警報発令中の場合・・・**臣臨時休業**

【在校中に発令された場合】

『暴風警報』が発令された場合は、提出いただいている「児童引き渡しカード」の下校方法に従って、集団下校 または 学校待機をさせます。

なお、『特別警報』等の不測の事態においては、全ての児童を学校に保護しておくこととします。（必ず、児童を引き取りに、ご来校ください。なお、自動車での引き取りはご遠慮ください。）

【水害の避難勧告等が校区内の学区に発令されている場合】

水害による避難勧告等が発令された場合は、暴風警報の基準に準ずることとします。

以上、各ご家庭でもお子様と共にご確認いただきますようお願いいたします。